

## 釜石市産木材利用拡大住宅支援事業補助金交付要綱

### (目的)

第 1 条 釜石市産木材の需要拡大を図り、森林資源の循環利用促進及び木材関連産業の活性化に資するため、釜石市産木材を利用した住宅を建築する場合に要する経費に対し、予算の範囲内で、釜石市補助金交付規則(昭和 50 年釜石市規則第 44 号)、釜石市補助金交付要領(平成 19 年釜石市告示第 79 号。以下「交付要領」という。)及びこの要綱により補助金を交付する。

### (定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新築住宅 市内に新たに建築する住宅をいう。
- (2) 釜石市産木材 岩手県産材認証推進協議会が実施する産地証明制度により、釜石市産木材として証明されたものをいう。

### (補助対象者)

第 3 条 補助金の交付対象者は、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有する者又は居住を予定している者
- (2) 新築住宅において釜石市が実施する他の補助金の交付を受けていない者
- (3) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていない者

### (補助対象住宅)

第 4 条 補助対象住宅は、自己の居住の用に供する新築住宅で、5 m<sup>3</sup>以上の釜石市産木材を使用するものとする。

### (交付対象経費及び補助金額)

第 5 条 補助事業の区分、交付対象経費及び補助金額は、次の表のとおりとする。

	区分	交付対象経費	補助金額
釜石市産木材使用量	5 m <sup>3</sup> 以上 20 m <sup>3</sup> 未満	前条に規定する補助対象住宅の新築工事に要する経費	20 万円
	20 m <sup>3</sup> 以上 30 m <sup>3</sup> 未満		30 万円
	30 m <sup>3</sup> 以上		40 万円

### (交付申請期限等)

第 6 条 補助金交付申請の期限は、新築住宅が完成し、その引渡しを受け、又は引渡しを受ける予定の日が属する年度の 3 月 31 日とする。

2 交付要領第 3 条第 1 項第 5 号に規定するその他要綱で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 釜石市産木材利用拡大住宅支援事業補助金内訳表(様式第 1 号)
- (2) 釜石市産木材使用概要書(様式第 2 号)
- (3) 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 6 条第 1 項又は同法第 6 条の 2 第 1 項に規定する確認

済証の写し及び建築確認申請書(各階平面図を含む。)の写し

- (4) 前号に規定する確認済証の証明書の写し及び各階平面図(床面積を記入したもの)(前号の確認済証を紛失した場合)
- (5) その他市長が必要と認めるもの  
(完了期限等)

第7条 補助事業の完了及び補助金交付請求書等の提出期限は、毎年度3月31日とする。

2 交付要領第10条第5号に規定するその他要綱で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 工事請負契約書の写し
- (2) 建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証の写し
- (3) 工事完了引渡証明書の写し
- (4) 岩手県産材認証推進協議会が実施する産地証明制度において釜石市産木材であることを証する書類
- (5) 釜石市産木材を利用した住宅の写真(全景)
- (6) その他市長が必要と認めるもの  
(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、令和4年12月1日から施行する。
- 2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この告示は、令和7年9月1日から施行する。

様式第 1 号(第 6 条関係)

## 釜石市産木材利用拡大住宅支援事業補助金内訳表

申請者氏名			
住宅の所在地			
工事期間	着工(予定)	令和	年 月 日
	完了(予定)	令和	年 月 日
引渡し日(予定)	令和 年 月 日		

### 内訳表

	補助内容	申請額(万円)
釜石市産木材使用量	①5 m <sup>3</sup> 以上 20 m <sup>3</sup> 未満	
	②20 m <sup>3</sup> 以上 30 m <sup>3</sup> 未満	
	③30 m <sup>3</sup> 以上	

釜石市産木材使用概要書

申請者氏名					
部位名		材 種	木材使用量 m <sup>3</sup>	うち釜石市産木材 m <sup>3</sup>	備考
軸組類	柱				
	梁				
	桁類 (敷桁・軒桁等)				
	胴差し・胴つなぎ				
	筋交い・貫				
	間柱・窓まぐさ・窓台等				
	その他 ( )				
床組類					
小屋組類					
その他					
合 計			m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	